**データを活用した観光マーケティング推進事業業務委託仕様書**

１　業務名

　　データを活用した観光マーケティング推進事業業務委託

２　履行期間

　　契約締結の日から令和８年３月２７日（金）まで

３　背景及び目的等

令和６年度は観光振興ビジョン策定の基礎となる情報集積として、ビッグデータ等を活用したマーケティング事業を実施したほか、「登別の観光を考える勉強会」を開催し、観光事業者や市民とともに登別観光の現状や課題を把握した。

前年度の事業結果を踏まえ、今後の登別観光の目指す姿を協議するとともに、引き続きデータを活用したマーケティング事業を実施し、観光客受入環境の整備を目指すなど、持続可能な観光地の指針となる観光振興ビジョンを策定することを目的とする。

４　委託業務の内容等

観光マーケティングと観光振興ビジョン策定業務

登別観光の課題解決に向け、観光客ニーズや観光産業動向などを含めたデータ収集を行い、それに

基づき、新たな誘客へ向けた取組や受入環境の整備など、本市の観光振興の方向性を明確にした上で

中長期の施策を整理するなど、行政・市民・事業者が的確な役割分担の上で目指すべき共通の将来像

となるビジョンを策定すること。

５　企画提案を求める内容

観光マーケティングと観光振興ビジョン策定業務

以下の項目を含む観光マーケティングと観光振興ビジョン策定の手法、内容について自由に提案すること。

ア　前年度の調査や勉強会の結果を踏まえ、観光振興ビジョン策定に向けてのデータ収集等を実施すること。

　　※別添「登別の観光を考える勉強会開催結果報告書」を参照。

イ 登別観光の目指すべき方向性を定めるため、先進地の視察または意見交換等を実施すること。

ウ　前年度の調査や勉強会の結果をもとに、本市のターゲットとなり得る層への誘客促進を行うこと。

エ 市が主管する観光振興ビジョン策定に向けた委員会等の運営及び資料作成を行うこと。

なお、開催回数は合計８回程度を想定する。

オ　観光振興ビジョン策定に向けた委員会等で議論された内容をまとめ、観光振興ビジョン（案）

を作成すること。

カ　観光振興ビジョン策定に向けた委員会において、観光振興に関わる有識者（２名程度）を推薦

すること。

なお、有識者への謝礼金が発生する場合は、委託費の中から支出すること。

キ　観光振興ビジョン（案）では、①登別観光の歴史と現状、②登別観光の課題、③課題を解決するため、優先的に取り組むべき事業の例、④財源確保の方法等を示すことを想定しており、他地域の事例提示を含め観光振興ビジョンの内容や手法について提案すること。

６　準拠法令等

　　本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令及び計画に準拠して実施すること。

７　受託者の義務

（１）受託者は、本業務の意図及び目的を十分に把握し業務を遂行すること。

（２）受託者は、本業務の実施にあたり、委託者と詳細な協議を行い、委託者の承認後に業務を遂行すること。なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足すること。

８　工程管理

受注者は、業務スケジュールを作成して適正な工程管理を行い、発注者の求めに応じて、業務の進捗状況を随時報告すること。

９　損害賠償

受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、発注者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、発注者の指示に従うこと。

１０　秘密の遵守

受注者は、個人情報保護法を遵守するとともに、業務に関して発注者から示された資料・情報及び本業務の遂行を通じて取得した資料・情報を本市の許可なく漏洩しないこと。

１１　契約不適合

　　受注者は、本業務終了後であっても、成果品に契約不適合が発見された場合は、受注者の負担で修正を行うこと。

１２　業務の完了及び検査

受注者は、業務完了後、速やかに委託業務実施報告書その他発注者が指示するものを提出し、発注者の検査を受けること。

１３　打ち合わせの実施

業務着手・完了時及び業務履行中必要に応じて発注者と打ち合わせを行うこと。

１４　成果物

本件業務委託終了時に、次の成果物等を整備して提出すること。

（１）観光振興ビジョン（電子データ、Ａ４、両面、フルカラー）

（２）観光振興ビジョン概要版（電子データ、Ａ４、片面１枚もの、フルカラー）

（３）その他発注者が指示するもの

１５　権利の帰属

（１）本業務の実施に生じた著作物に関する著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を

含む。）は本市に帰属する。

（２）本業務の実施による成果物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他の全ての権利についての交

渉、処理は受注者が行うものとし、その経費は委託料に含むものとする。また、それらに関する紛

争が生じた場合は、全て受注者の責任と費用負担で対応するものとする。

１６　留意事項

受注者決定後、企画提案内容を基本として、発注者と受注者が協議し委託業務内容を決定する。